

憲法をふみにじる共謀罪法案の強行採決に抗議し、その廃止を求める決議

2017年6月22日

神奈川私学教職員組合連合

委員長・書記長会議

安倍政権は国会でのろくな審議も行わず、地方・中央の公聴会すら開催せず、法務委員会での採決すら省略する「中間報告」を強行し、6月15日、組織犯罪処罰法改正案=共謀罪法案を参議院で強行成立させました。このような国会運営は、「国権の最高機関」たる国会の存在意義を否定し、良識ある議会の運営を根底から破壊するものです。日本国憲法施行70年の記念すべき年に、本来は「良識の府」であるべき参議院で、このような異常な運営がすすめられたことに私たちはまず強く抗議します。

当初、政府は「この法案はテロ対策に必要なものだ」「国際組織犯罪防止条約を批准するために必要だ」と説明していました。しかし、国会でのわずかな審議を通じても、国際組織犯罪防止条約はテロを対象としたものではなく、共謀罪の法制化を求めるものでもないこと、さらには法案の中にテロ対策をすすめる条文がないこと等が明らかになりました。それどころか、この法案は300もの犯罪を対象に、警察や政府など、国家権力の運用一つで、市民団体や労働組合の正当な活動、さらには一般市民の自主的な活動やコミュニケーションまでもが監視や取り締まりの対象となりかねないものである事が明らかになりました。

さらに、今国会において、金田法務大臣は「治安維持法は適法に制定された」「刑の執行も…適法に行われた」と平然と答弁しています。これは戦後民主主義の出発点となったポツダム宣言とそれに基づく弾圧法規の撤廃を事実上否定するものです。そして、憲法が保障する思想・良心の自由、通信の秘密、結社の自由、などの基本的人権と個人の尊厳を否定し、監視社会を生み出す危険性をはらんでいます。こうした息苦しい社会こそが、戦争の遂行を可能とし、テロと暴力を生み出すのです。戦争の時代に、かつてこの神奈川では「横浜事件」に代表される権力の”ねつ造”による弾圧が平然と行われた事を、私たちは想起せざるを得ません。また、治安維持法で最初に弾圧されたのが学生たちの真実を求めて学ぶ活動であったことを考えると、共謀罪が学園での自由な学びや行動、そしてそれに支えられた若い世代の育ちを妨げるものであることは明らかです。

安倍政権は、こうした国民の疑問や不安に何ら答えることもできず、森友疑惑や加計学園問題での追及を逃れるために、国会の論議を打ち切り、数の力だけで採決を強行しました。これは国民の批判に追い詰められた政府・与党による、議会制民主主義の否定であり、国民主権をないがしろにする前代未聞の暴挙です。

私たちは、未来を担う若者たちと、自由に学びあい、明日の平和で尊厳ある世界を求めていくために、そしてすべての人の尊厳と権利が確保された平和な世界を共に創造していくために、人権侵害と戦争に道を開く安保法制と共謀罪の廃止とを強く求めるものです。

以上